

I 計画策定にあたって

○計画の趣旨

DVは犯罪をも含む重大な人権侵害であるため、社会的な問題としてとらえ、地域が一丸となってDVの防止、被害者の保護・支援等に取り組むことが必要。平成31年3月をもって現行(第3次)計画の計画期間が終了するため、今回計画改定を行う。

○計画の位置づけ

DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画

○計画期間

平成31年4月から平成36年3月まで

II これまでの取組みと課題

1 DV防止法の施行・改正

DV防止法は、平成14年4月に施行され、その後、平成16年12月、平成20年1月に改正。直近では、平成26年1月施行の改正で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされた。

2 熊本県における取組み

- 平成14年、熊本県女性相談センターをDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターと位置づける。
- 平成17年12月県DV基本計画の策定
- 平成20年12月県DV基本計画(第2次)の策定
- 平成26年 3月県DV基本計画(第3次)の策定

3 課題

(1)本県における新たな課題

熊本地震による喪失感や負担感等が大きなストレスとなり、DV被害の増加や深刻化が生じないよう、十分な啓発や確実な支援体制の整備が必要。

(2)これまでの取組みに加えて拡充していくべき事項

- より若年層からの未然防止教育の実施
- 多様な被害者が安心して相談できる体制の充実
- 地域で被害者を支える体制の強化
- 子どもの安全・安心な成長に向けた支援

III 基本理念・施策体系

基本理念

DVをなくし、地域で被害者を支える社会の実現

施策体系

1 暴力根絶に向けた啓発と教育の推進

- より若年層からの未然防止教育の実施
- 暴力根絶に向けた県民への広報・啓発
- あらゆる機会をとらえた相談窓口の周知

2 誰もが安心して相談できる体制づくり

- 早期発見のための取組み
- 多様な被害者が安心して相談できる体制の充実

3 被害者の安全・安心を実現する保護体制の強化

- 安全・安心の確保
- 多様な被害者に配慮した保護等
- 保護命令制度に対する適切な対応

4 被害者の安全・安心な暮らしの実現に向けた支援の拡充

- 地域で被害者を支える体制の強化
- 子どもの安全・安心な成長に向けた支援
- 生活基盤の安定に向けた支援
- 各種制度の円滑な利用に向けた支援

5 関係機関・団体等との連携による支援の充実

- 関係機関・団体等との連携強化
- 加害者への対応に関する取組み

IV 施策展開

特に強化する取組み

新:新規事業
拡:拡充事業

より若年層からの未然防止教育の実施

- 中学校や高校等へのDV未然防止教育の強化
これまでの高校生等を対象とした未然防止教育の取組みを強化するとともに、対象を中学生に拡大する。

高校生等を対象としたDV未然防止教育の実施校数
・現状(H29)82校(延べ391校)⇒目標(H35)90校 ※県内の全高等学校数
高校生等を対象としたDV未然防止教育の受講者数
・現状(H29)延べ9万3千人⇒目標(H35)延べ14万人
中学校でのDV未然防止教育の実施校数
・現状(H29)2校⇒目標(H35)10校 ※すべての地域振興局単位で実施

多様な被害者が安心して相談できる体制の充実

- 男性・LGBTの被害者からの相談への対応力の強化を図る研修の実施
男性の被害者やLGBTなど多様な被害者への適切な配慮や対応ができるよう、相談対応にあたる職員等の資質の向上を図る。
目標:毎年度全窓口(※)の職員を対象とした研修を実施
(※)県女性相談センター、県男女共同参画相談室、県福祉事務所(9か所)、市福祉事務所等(19か所)

地域で被害者を支える体制の強化

【DV再被害を防ぐための地域での被害者支援】

新 DV被害者の総合支援ガイドライン策定

新 支援体制強化のための研修の実施

DV被害者が自宅・地元に戻っても再被害に遭わず、安全・安心に生活できるよう、関係機関の連携や既存の社会資源を活用した地域での見守り支援の取組みを進める。

目標:毎年度全市町村・福祉事務所の職員及び相談員を対象とした研修を実施

子どもの安全・安心な成長に向けた支援

拡 スクールカウンセラーの配置拡大

拡 児童相談所や市町村の要保護児童対策地域協議会との連携強化

V 計画の推進にあたって

○県・市町村等の関係機関、民間支援団体で連携を図り、施策を実施。

○計画に掲げる施策の取組状況について、庁内関係各課による進捗管理を行い、計画の着実な実施に努める。